

議 事 日 程

令和元年第2回浜中町議会定例会

令和元年6月6日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第53号	令和元年度浜中町一般会計補正予算（第1号）
日程第 3	議案第54号	令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 4	議案第55号	令和元年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 5		議員の派遣について
日程第 6		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第53号 令和元年度浜中町一般会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第53号の補足説明を行います。

企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第53号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） たくさんあるので申し訳ないのですけども頼みます。

まず、29ページの出納事務に要する経費について伺いますけれども、派出業務負担金108万円。私も出納室長の経験がありまして、それ以来今日まで大地みらい信用金庫から派出された職員の人件費分ということはなかったです。それはなぜかというと、指定金融機関として唯一の銀行であるわけで、浜中町に入ってくる予算のほとんど全て大地みらい信用金庫を通じて事業運営がされていることから、派出所の窓口は、当然町民の利便を図るという側面もありますから、そういった部分で双方協議の上、お互いの利便共有を含めて設置されてきた経過があると思うのですよ。それでどうも納得いかないのですけども、この108万円、人件費といえは1人分ですから、

もっと200万円とか300万円になるはずですが、まずその経緯。どうしてこういう予算が今の時点で組まれるのか。本来であれば当初予算で組まれるべきものが、今の時点でこういった予算補正が出てくるのか。その経緯と108万円の算出内訳についてお知らせいただきたい。

それから、その下の空家対策に要する経費でございます。これにつきましては、現在浜中町不良空家除却対策補助ということで補助要綱が示されて、大変結構な良い制度だということで理解をしております。それで、今のところ現状として空家が何件あって、解体の申し込みが何件あって、補助決定がいつ頃されるのかという部分と、現在上限額が50万円ということになっておりますけれども、もし需要がたくさんあった場合、今8件分の予算計上ですけれども、補正予算を組んで対応するのでしょうか。それと将来的なことですけれども、今の50万円が住宅の解体といっても今結構漁業者なんかは相当大きな住宅を持っています。解体するとなれば200万円とか、大きいのです。国の補助が2分の1ありますから、そういった意味からすると上限額を例えば50万円から100万円に引き上げて、100万円の補助をすれば解体が容易になるというようなことも考えられますので、その辺の将来的な考え方。将来的というよりも、需要が多ければ補助要綱ですから年度内にでも改正をすとかその辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それと、33ページのへき地保育所運営に要する経費、施設型給付費なのですが、町内幼児が町外の私立幼稚園等への入所に係る負担金というふうに説明を受けました。対象となる幼児は何名いるのか。326万4,000円の積算根拠についてお知らせいただきたいと思います。

それと、その下の常設保育所運営に要する経費の保育所安心メールというのは、利用料と初期設定費用というのがそれぞれ4万4,000円と2万2,000円で組まれていますけれども、この安心メールの内容についてお知らせいただきたいと思います。

35ページ、じん芥処理に要する経費の最終処分場管理運営に要する経費、環境影響調査委託料ですけれども、ただ今の説明で破砕機購入にかかるものというふうに聞いております。破砕機を購入したことによって環境影響調査委託をしなければならない理由を教えてくださいのと、それから最終処分場ですけれども残余容量。あと何年くらい今の処分場に入れられるのか。もう私は、そろそろ次の計画を作って、他

の場所を探さなければならない時期が来ているのではないかと思っているのですが、その辺の状況についてもお知らせいただきたい。

それと、同じページの農業費ですけれども、公社営事業の関係です。これは財源内訳の変更ということですが、当初予算で畜産担い手総合整備事業の畜産施設、畜舎の新築1棟と、搾乳ロボット2台ほかということで事業費が2億3,977万5,000円の特定財源2,055万円のうち、550万円の補助が減額になったと。それで1,505万円の補助となりますけれども、その減となった額を公共事業債に求めるという内容だと思いますけれども、その補助減の内容についてお知らせいただきたいと思います。

その下の林道に要する経費、これは茶内地区線延長が1,650メートルの調査設計委託料ということで当初825万円が予算化されておりました。それで今回の補正については実施設計ということで聞いておりましたけれども、225万9,000円ですね。これは延長の変更、それから労務単価等の変更という説明を受けましたけれども、延長がいくら伸びたのか、その辺の内訳を教えてくださいたいと思います。

それと37ページ、産業振興資金貸付金ということで、産業振興資金貸付金の当初予算では230万円の漁業機器ということで浜中1件、散布1件の2件で230万円。今回、浜中漁協2件、散布漁協1件ということですが、この内訳をそれぞれ金額も含めて教えてくださいたい。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 出納事務に要する経費、派出業務負担金108万円の増に関係してお答え申し上げます。議員おっしゃるとおり、本町の指定金融機関ということで大地みらい信金、当時の浜中信金が根室信金と統合されまして大地みらい信金という形になっておりますけれども、その当時から契約が引き継がれて現在まで至っております。議員がおっしゃってございましたとおり、派出所を置くことですべて町のお金が大地みらい信金を経由するというので、そこで運営すると、両方に利便性があるということで契約されていたことで私も承知しております。

今回の108万円でございますけれども、この問題に関しましては平成29年から負担金をいただけないかというようなお話はいただいております。ですけれども、先ほど申し上げましたようなこともありますので、何とか今までどおりということでお願いしてきていたところでございます。そういった中ですが、昨今のこの低

金利、超低金利ということで、お金は大地みらい信金を経由するのですけれども、そこで入ったお金から利鞘が稼げないと言ったら良いのでしょうか、それ相応の利益がなくなっているというようなことでございます。この関係につきましては、おそらく全国的、全道的ということなのかなと。管内で大地みらい信金を指定金融機関としているのは本町だけでございますけれども、根室管内においてはすべて大地みらい信金ということになってございます。大地みらい信金にかかわらず、北洋銀行を指定金融機関としている自治体についてもそうですし、他の金融機関を指定金融機関にしている自治体もそうですけれども、同じような問題が発生してきていると。他の管内、他の町についても振込手数料であったり、派出業務の人件費相当分であったりというのは自治体のほうでいくらかの負担をするという方向性が出てきているところでございます。今回の108万円の積算根拠ですけれども、大地みらい信金を指定金融機関としている根室管内の自治体と本町と一律108万円の負担をするということになってございます。当然1人分の人件費は108万円でおさまりませんけれども、全額を自治体に負担を求めるということは大地みらい信金さんとしても考えていないということでの108万円ということでお話をいただいております。

また、本来、当初予算ではないかというお話を受けました。そのとおりではないかと思っておりますけれども、実は根室管内の1つの町で、当初予算計上で1つの町だけ今年度から走るということで予算計上された自治体がございます。そういった中で一律、同じ大地みらい信金を指定金融機関としているということで、どこの町も同じ状況の横並びという形で、本町もそうですけれども根室管内の他の町につきましても補正予算を組んで今年度より一律108万円を負担するという判断をさせていただいたところでございます。その他今後につきましては、振込手数料等も求められることも考えられるところでございますけれども、以上のような経緯から今回の補正に至ったということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 議案の29ページ、空家等対策に要する経費でございます。まず現在の空家の状況でございますけれども、昨年空家等対策計画を策定しました。この時の計画の中では、町内の空家等の件数を116件ということで指定調査を行ってございます。この116件のうち空家の状況、状態等を調査いたしまして、そのうち8件を不良住宅といいますか、そのままにしておくのでは非常に危険性があ

る特定空家等ということで8件を指定させていただいているというところでございます。補助金の関係でございますけれども、まずこの補助金、補助金交付要綱ということで4月に実施しているというところでございまして、これにつきましては先月の広報はまなか5月号において住民周知を行っているということ、それと該当する空家の所有者に関しましては、文書等で周知を行ったというところでございまして、その結果、この補助金について不良空家に該当するものが対象となるということで、不良住宅に該当するかどうかの事前調査をしてほしいという希望が16件ございました。今後の予定でございますけれども、まずこの16件について、改めて町におきまして現地の調査を行い、不良度を判定して、不良度が100点以上となるという場合については不良空家に該当するというので、改めて本人に除却の意思確認をしていきたいと思っております。現地の確認については6月中を目処に行って、6月中にはできれば本人に通知なり、情報をお知らせしていきたいと思っております。

それと希望が多かった場合というお話でございますけれども、現在予算的には50万円上限の8件で400万円ということでお願いしてございます。これは実際どうなるかというような部分がございますけれども、仮に予算が不足した場合、町としては、やはり不良住宅を除却していくことを推進したいという考えがございますので、その点については柔軟に対応していきたいと思っておりますし、これは国の交付金も絡んでいるということでもありますので、その点についても窓口となっている道の担当者等とも十分協議を行っていききたいと考えてございます。

次に、補助金の増額といいますか、50万円の上限の関係でございますけれども、50万円に設定したのは全道の空家住宅の状況等を調査いたしまして、それをもとに役場内部で組織してございます対策検討会議、あるいは外部の委員さん方で構成しております空家等対策協議会で検討いただき、決定した金額でございます。そういうことでございますので、まずは現在のこの要綱で実施をさせていただきたいと思っております。その上でこの事業の効果について確認していきたいと。実際50万円で効果を上げている町村もあるようでございますので、そういうところのやり方等もお聞きしながら進めていきたいということです。いずれにいたしましても、先ほど言いました事業の今後の効果を見ながら検証していくということでもありますので、もしその中で増額が必要であるということになりましたら、それは検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） へき地保育所運営に要する経費の施設型給付費に関する質問にお答えいたします。まず、対象の児童は4歳児1名、3歳児1名の2名となっております。こちら兄弟です。浜中在住の保護者の方が厚岸町で仕事に就くこととなりまして、そのため厚岸町の私立の幼稚園に入園させたいと申し出があったことに伴うものであります。

積算の根拠といたしましては、給付費の算定に当たっては、国の定めた児童の保育に要する経費というものをまず算出する必要があります。これはいろいろ算定の基礎等があるのですが、結論から言いますと、4歳児であれば幼稚園に入園させる場合、1ヵ月14万1,070円必要となります。3歳児であれば15万5,650円となります。今回の場合、ご兄弟あわせて29万6,720円です。これが5月から入園されておりますので、来年3月までの11ヵ月分で合計326万3,920円。今回予算計上させていただきました326万4,000円になるということになります。

財源なのですが、歳入の方でもございましたが、こちら国の方で2分の1を負担することになっております。これが163万1,960円。北海道で4分の1を負担いたします。これが81万5,980円。合わせて244万7,940円となりまして、残りの4分の1は町が負担することとなりますので、残りの81万5,980円が町の実質負担額となっております。

続いて、安心安全メールの関係にお答えいたします。常設保育所運営に要する経費です。こちらなのですが、まず通信運搬費としまして月額利用料が4,000円の消費税となります。これは6月から開始しますので全部で4万3,680円。その下の手数料が初期導入費用となっております、2万円の消費税。こちらは開始する最初の年だけ発生するもので今後は発生いたしません。この安心安全メールの概要なのですが、町内には5ヵ所の保育所がございます。こちらについては今まで電話による連絡網ということで、何か緊急時の連絡等をとっていたのですが、連絡が繋がりにくいだとか、最近のお父さんお母さんたちはほとんどメール、ラインを使用されているということで、電話ではない確実な方法が何かないかということで以前から相談されていたとのことでした。それで数年前から小学校・中学校のほうで安心安全メールというものを活用されていて非常に有効だということも伺っておりましたので、ただその小学校・中学校については無料で利用できるということで、ちょっと保育所のほうは

すぐにできなかつたのですけれども、やはりその有効性というものを考えまして、こちらを使用させていただくこととしました。ちなみに電話と違って途中で途切れるということがなく、一斉送信であるとか、その方がメールを見たか見ていないかという既読確認もできますから大変確実であります。アンケート機能などもありますので、保護者の方の御要望を聞いたりする際にも活用できると考えております。それで、今回これを申し込んだ後に2週間ほど手続きの期間が必要となっておりますので、今月中には運用が開始できるものと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 35ページの最終処分場管理運営に要する経費の環境影響調査委託料231万円の理由についてお答え申し上げます。この度の環境影響調査の委託の理由でございますけれども、まず先ほど補足説明でも説明がありましたとおり、本年度購入する自走式の粗大ごみ破碎機の設置届の届け出が必要なことから、このたび補正させていただこうとするものでございます。この設置届に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、市町村は一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出しなければならない。これが設置届でございます。具体的には、今回破碎機を購入するに当たりまして、その処理能力が1日あたり5トンを超える破碎機につきましては、北海道に対して設置届の提出が必要になり、その際同時にその設置届に生活環境影響調査報告書を添付する必要があるため、今回委託をしてこの設置届の提出を行おうとするものでございます。実際の生活環境影響評価調査する内容といたしましては、例えば粉じん等の大気質、騒音、振動、悪臭、それから水質環境等がございますけれども、こういった内容の調査を行いまして、生活環境影響調査報告書を作成して破碎機を導入する、設置する前に設置届を提出するといったことが必要なことから、このたびこの調査について委託させていただくものでございます。

それから2点目ですけれども、処分場埋立地の御質問でございますが、ただ今のところ埋立地の残容量のシミュレーションから申しますと2028年、令和に直しますと令和10年度までは埋立て処理が可能と考えております。それに基づきまして、どのような、それに向けた検討状況ということでございますけれども、ただ今のところ、こういった残容量の調査を行っておりまして、まず令和4年度には今後の最終処分場

の建設方針の決定をしていかなければならないだろうと。そして翌年度からは現在の
ごみ処理基本計画が4年度までなものですから、5年度には新たなごみ処理基本計画
の改定、以後、新最終処分場の建設に向けた取り組みを行い、実際には今のシミュレ
ーションからすると2028年までに新たな最終処分場を建設する必要が出てくると
いうふうに考えております。ただし、状況といたしまして、現在根室市のほうに可燃
ごみにつきましては焼却処分をさせていただいている状況もございますし、そういつ
たごみの搬入量の状況からこの年度が変わっていくということも十分考えられますの
で御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それでは35ページ、まず公社営の関係でございます。
議員のほうから畜舎の関係のお話があったのですが、今回の補助率の変更に関しては
草地整備のもう一つのほうの関係でございます、こちらにつきましては国費、道費、
町費、個人負担ということでそれぞれ補助率が決まっております。今回この財源の振
り分け変更につきましては、当初この全体事業費のうちの道費15%が、北海道のほ
うからガイドラインの変更ということで本年度に入りまして変更の通知がございまし
て、道費がまず1%下がって14%になると。下がった分を市町村が1%負担するこ
うということで、当初道費15%、町費15%を、道費14%、町費16%ということで、
それぞれ道費の減額分と町費の増額分を合わせました550万円をこの公共事業等債
で賄うというような財源の内訳となっております。

それから2点目の林道に要する経費の延長の変更でございます。この延長の変更に
つきましては、当初1,650メートル、1.65キロメートルを予定しておりました
が、現地をその後調査して、どうしても土地の形状が平らなものではないものです
から、丘陵地などさまざまな要因があって直線に向かない部分はある程度曲線箇所を
何ヵ所か設けて、その分に伴う延長の増が発生したということが要因となっております。
以上です。

その後、延長増の最終的なメーター数は1,650メートルから1,700メー
トルということで50メートルの増となっております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 37ページの産業振興資金貸付に要する経費の産業振興
貸付金259万円について御説明申し上げます。当初、230万円の予算ということ

になっております。その内訳は、浜中漁協が高圧洗浄機、散布漁協につきましては潮流計となっております。今回申請がございまして、浜中漁協は先ほど言いました高圧洗浄機が50万円、次に、新たに今回の補正対象となりますプロッター魚探の31万円、レーダーの48万円となります。次に、散布漁協は潮流計で150万円、船外機210万円となります。当初230万円という予算計上させていただきまして、今回当初計画よりもちょっと下がったものもその差額の259万円の補正額となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1 番（川村義春君） 29ページの指定金融機関の派出所の負担金の関係ですけれども、29年から要請があったということで、確かに今の状況でいくと低金利で利鞘が稼げないというのは当然どこの金融機関も同じだと思います。根室に本拠を構える大地みらいでありますけれども、根室管内の金融機関でも大地みらいだけではない指定金融機関を持っているところも多分あると思うのですけれども、他の例えば北洋銀行だとか、そういう部分も一律にそういうことを本当に派出所の人件費の負担をしているかどうかというような部分は私自身も調査していないのでわかりませんが、どこもやっているということなのではないでしょうか。108万円の根拠については、ただ単に一律にそうしたいというだけの話ではちょっと納得がいかないです。例えば、一律というのは変で、1人の人件費、場所や年数によって違うと思うのです。浜中町の場合は200万円でもいいよとか、根室市の場合は300万円年間かかる分の何パーセントかの部分を負担してくださいというのが普通の算定の仕方ではないか。それが一律108万円を負担するというのはどういうことになるのか。その辺がちょっと見えないので、どういう交渉の仕方をして、言っていることはわからない訳ではないですけれども、浜中町は他の銀行というのではない訳ですから、そういった部分で先ほど課長が言ったように29年から30年に去年1年延ばしてもらったと。今年度について今の時点で補正をするというのが私はどうも解せない。やはりきちんと1年間かけて調査をして、こういう根拠で予算を組みましたというようなことでないと信憑性がないというか、その辺の根拠を改めてわかれば教えていただきたい。わからなければ結構です。

次に、21ページの空家の関係ですけれども、詳しく御説明をいただきました。希望が多い場合については柔軟に対応するということは補正も検討するというふうに捉

えましたし、50万円の上限で当面やらせてほしいと。これは全道的に調査しても50万円というのは多い方で高いランクにあると。全国的に見ると100万円でやっているとところもあるのですが、そういうことでやらせてもらって、その実態なり効果を確認した上で、必要があれば更にそれを検討するというようなことですが、そういう捉え方で良いのか改めて教えていただきたいと思います。

それから33ページですけれども、施設型給付費の考え方。国が定めた基準があるということで、4歳児が1名、3歳児が1名の2人の兄弟が厚岸に行くということで、それで2人で29万6,720円が1ヵ月かかる。その11ヵ月分を予算計上したということでありまして。それで326万3,400円の経費ですけれども、326万4,000円の予算計上ということで、4分の1が町負担ということで理解をいたしました。

それから安心メールですね。これは教育委員会のほうでもやっているというふうに聞いたのですが、私は初めて聞いたのですが、安心メールの利用料とかはわかりました。月4,000円の消費税ということでわかりますけれども、初期設定費用も2万1,600円についてはわかります。その安心メールそのものの内容ですね。ちょっと聞き取れない部分がありましたので、もう1回ゆっくり教えてください。

それから35ページの環境影響調査。これについては破碎機の関係で道に届け出が必要だということで、法律に基づいたものだと思うのですが、処理能力が1日5トンを超える場合について、大気汚染防止法とかいろいろな法律に基づいての調査が必要だと。今これは更新するわけですから、前の破碎機の場合については、その調査は必要なかったのかどうかという部分だけ確認しておきたいと思います。それと処分場の埋め立てなのですけれども、残余容量の調査の結果、令和10年まで使えるということのようです。こんなに使えるのかなと思ったのですが、やはり水処理をしたら下がったのです。きっとごみの処理が良かったのだというふうに思っております。令和5年度に新たな計画づくりに着手するというので、10年までに新たな処分場の計画ができて、場所についてもできると、そういうふうに理解したいのですけれどもよろしいかどうか、その辺お願いします。

それから35ページの公社営の関係ですけれども、私、施設整備だとばかり思っていたら草地のほうだったのです。そうしたらもっと簡単に話ができたとことで理解しました。ありがとうございました。

それから林道については、わかりました。

それから水産課の部分ですけれども、高圧洗浄機と魚探とレーダー、それから潮流計、船外機を導入する資金ということで差額分を補正すると理解いたしました。

質問した部分についてお答えください。

○議長（波岡玄智君） 質問されたことだけに答えてください。1回言ったことは言わないで、屋上屋を重ねないようにお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 再質問にお答え申し上げます。派出業務負担金の関係でございます。まず根室管内の指定金融機関ですけれども、全ての自治体で大地みらい信金となっております。そのうち羅臼町だけ、実は派出所がございません。ですから今回の108万円については羅臼町だけ支払いはないと。この108万円の積算根拠なのですけれども、派出の人件費が概ね270万円もしくは280万円ということで伺っております。そのうちの40%ということで数字はお示ししていただいているということでございます。釧路管内、他の管内につきましては、大地みらい信金はない訳でございますけれども、北洋銀行であったり北海道銀行であったりと、全てこちらのほうで内容を押さえているというところではございませんけれども、ある町ではもう既に振込手数料を支払い始めているという町もございます。私、今後の流れとしてということも含めて、そういう負担を求められる時代になったのかなと。現在ですけれども、元は一時借入金とかということで指定金融機関から短期的なお金を借り入れるということで、そこで利息をお支払いするということがあったのですけれども、現在、御存じのとおり短期的な資金需要につきましては基金の繰りかえ運用ということで大地みらい信金には利息が入らないという状況もございます。そういったことから今回108万円を計上させていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。空家対策の補助金の関係でございます。希望が多かった場合に予算をオーバーするという場合の関係でございますけれども、町といたしましては不良空家の除却を推進するということから、仮に希望件数が多かった場合は、やはり増額という部分を検討していきたいというふうに考えてございます。現在16件の希望がございますけれども、この中には明らかに該当しない

部分もございます。該当する部分については1件、1件、自己資金を出せるかどうか把握しながら進めていきたいというふうに思っております。

次に補助金の上限50万円の関係でございますけれども、これにつきましては、これから事業を進めていくということでございますので、まずは現在の50万円上限で事業を行わせていただきたいと思います。この金額で事業を行っていく中で事業効果について検証をしていきたいと。その上で今後の対応をしていきたいということでございます。実は町内の解体業者、地元で産廃の施設がない、町外に持ち込まなければならないという実態もございまして、どちらかというが高上がりな除却費を求められるという状況にもなっておりますので、その辺も十分検証しながら対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 安心安全メールの件について御説明させていただきます。安心メールの概要といいますか、運用の仕方について説明させていただきます。町内に5カ所の保育所があるのですが全ての保護者の方を登録させていただいて、基本的には一斉送信という形で私のほうがパソコンからメールの文書を打ちまして、皆さんに一斉に送信すると。例えば臨時休所の関係などで使うことが多いとは思いますが、その他に登録した方をこちらのほうでグループ分けすることもできますので、保育所ごとに必要な情報を伝達送信することができます。また、更に細かくすれば保育所ごとのクラスごとというのも可能だと伺っております。それとは別に職員の分も別枠で登録が可能ですので、職員のみ連絡であるとか、茶内保育所の年長クラスだけの連絡であるとか、あとは茶内保育所、霧多布保育所に限らず全ての保育所の年長クラスというような様々な送信の方法がございます。これが基本的な使い方となりまして、先ほど早口で申し訳ございませんでした。これらの他に先ほども言ったのですが開封確認というのができまして、普通のメールであればその方が見たかどうかというのは確認できないのですけれども、この場合は見たことを確認できますし、逆に見ていない確認もできますので、その場合電話連絡等を取りまして確実に連絡をお伝えすることが可能となります。その他にアンケート調査というものも可能でありまして、そんなに難しいものはできないようなのですが、簡単なアンケートであればそれに対する御返事もいただけるということになっておりますので、いろいろ聞き取りもし易くなるかと考えております。あと、お誕生日メール自動送信機能というものもついて

おります。使うかどうかはあれなのですけれども使い方によってはいろいろと広がってくるのかなと思っております。ちなみに釧路管内の私立・公立合わせて幼稚園・保育所関係では、うちがどうやら初めての導入と聞いております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えします。まず破砕機の現状の機種の関係の設置届という点に関しましては、設置届が提出されているということになってございます。

2点目の新たな最終処分場についての場所ということでございますけれども、先ほど説明したように令和4年度に建設方針ということでございますので、場所の選定というところが一番のやはりネックになってくると認識しておりますが、こちらも含めまして基本方針の決定、それからごみ処理基本計画の策定というふうに持っていきたいと現状では考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 21ページの空家の関係ですけれども、課長から言われたように町内の解体業者のお話を聞いたら、解体材は一般廃棄物ではなく産業廃棄物になる訳ですから、当然持ち込みが高くなるということは目に見えているのですよ。ですから、そういうことを想定しながら管内の実態よりも浜中の場合は高いということで、それを踏まえながら将来に向けて、国の補助もあるわけですから今の50万円についてアップするというのをぜひやってほしいと思います。そういう方向性を持っていただけるかどうかを確認しておきたいと思います。

それからメールの関係ですけれども、常設保育所費に予算が設定されていたのであれっと思ったのです。町内5ヵ所とありましたからへき地保育所も含めてという捉え方で良いですね。そういうことでメモを取りながらもう1回聞いてみようと思って質問したので、その辺、町内の常設保育所ではなく、へき地も含めてという捉え方で良いのかどうか確認しておきたいと思いますし、これについては本当に有効に活用できると思っていますので、そして今月中に運用できるというような話もありましたので、ぜひやってほしいと思います。

それから35ページの設置届の関係で、私が聞いたのは、更新前の時は設置届の必要はなかったのかどうかという部分を聞いたかったので改めてお答えください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。空家の上限50万円の関係でございますけれども、先ほど来、事業をまず実施させていただきたいということで、その事業を実施した上で状況がどうなのかという部分の効果を見ていきたい。それを検証して対応していきたいということでございますので、状況的に例えば上限100万円にしたら除却が進むだとかそういう状況があれば当然増やすことも検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 安心安全メールの件についてお答えいたします。常設保育所費で計上したというのは若干理由がございまして、へき地保育所につきましてはお子さんの数が少ないものですから、保育士と保護者の方が3ヵ所すべてラインでそういった連絡を取り合っていたということで、へき地のほうはこういったものは必要ないのかなというふうにも考えていて、茶内保育所の保護者の方からまず声が上がったのが発端だったものですから、常設ということで進めようと思っていたのですが、せっかくこういったいろいろな機能がついていることや、ラインであるとプライバシーの問題などもありますので、こちらのほうが保育士のプライバシーや保護者の方のプライバシーも守りやすいということもございまして、常設でスタートして、へき地の分もそれに一緒にやろうというような考えでしたので常設保育所費のほうで計上させていただきました。

それとスケジュールの関係なのですが、予算の関係が確定次第すぐはこちらの会社の方に申し込みしまして、2週間程度手続きに時間がかかり、その手続きの終了後にそちらの会社から保育所のほうにQRコードというのが送られてきます。それを保護者の方にスマホで読み取っていただいて、こちらに空メールを送っていただくという作業がありますので、1日、2日でできることは思うのですが、保護者の方の手続きが遅くなるとそれだけ遅れますけれども、なるべく必ず6月中には使用したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 再質問にお答えいたします。前回の更新時ということでございますけれども、更新時についての届は必要ないということで、ないということになっています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 指の差し合いしないでやってください。

5 番加藤議員。

○5 番（加藤弘二君） 3点ほど質問したいと思います。まず25ページのプレミアム商品券のことであります。今回のプレミアム商品券の支給としては、従来と異なる支給対象者ということになっていますよね。そういう点ですべての町民対象ではなくて、購入対象者は住民税非課税者とか子供のいる世帯とか、そういうものに絞って対象にしているということなのですから、今までプレミアム商品券について長い間実施してきたと思うのですが、私はもうこのプレミアム商品券は2、3年前に個人としては止めました。理由は何かというと、このプレミアム商品券の目的というのは町民は町内で買い物をするというので、買い物をしてほしいということから町内の商工業者に物を頼んで、そしてこのプレミアム商品券を使用するということなのですから、どうもこれはプレミアム商品券というのは、町内で町内業者を使っているいろいろなものを建てたり、あるいは食べ物を買ったり、いろいろ困ったときに町の業者にお願いするというとても大事なことなのですから、このプレミアム商品券というのはそんな効果を発揮したのかどうなのかということでは、私は発揮していないのではないかなと思っています。この商品券を発行しても全く以前と変わりなく、近隣の市や中標津など大きなところにあるスーパーに行って買い物をするという町民の姿勢がほとんど変わっていない。そういうことから私は、このプレミアム商品券というのは、やめたほうが良いのではないかと基本的に思っていたのですが、今回対象者を限定してやってきたこと。そのことが私は、無理があるのではないかとこのプレミアム商品券について思っていることと、今回こういう対象者を上げてきたことについて、どういう過程でこういうことになったのかということをもっと説明していただきたいと思っています。

それから2点目なのですが、29ページの空家等対策に要する経費400万円について、8件分の予定と。それで補助金の最高限度額はいろいろな条件をつけながらも、最高でも50万円の補助というふうに立てています。たくさん空家がこういう状態になっているという一覧表も議員の方に示していただきましたけれども、なかなか大変な仕事が担当課に待ち受けているように私は思います。1つの事例として、こういう場合はどうなのですかということをお聞きしたいと思います。実際に町内に2つの空家を持っている方が関東方面に住んでいらしたのですが、数年前に亡くなりました。奥さんも子供もいます。そうした場合に、持ち主が亡くなった場合、それ

を奥さんや子供さんたちに請求することは可能だと思うのですが、多くの場合、なかなか資産も持っていないという場合は相続放棄というのをすると思うのです。そうした場合に相続放棄されると、もうそれ以上請求することはできない。そういう場合、その次はどういう手を打つのかと。次の手を打ったとしても、例えば亡くなった方の兄弟や親がいて、それなら支払うよと言ってくれる場合があればそれはありがたいことだけれども、兄弟とも相談した結果なかなかそこまではいかないといった場合もあり得ると思うのですよね。私がこんなふうに事例について具体的に述べた点については、このことを言っているのかなと担当課長は答えると思うのですが、こんな場合にどんなふうにして対応していくのかということの説明をいただきたいと思います。以上、よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） プレミアムつき商品券事務費補助金関係、歳出の25ページというお話でしたけれど、歳出では31ページのその他社会福祉に要する経費の中の部分にも関連いたしますので、そういった部分で答弁させていただきます。

まず初めに、今回のプレミアムつき商品券につきましては、国が全国で行う事業であります。事業の概要を申し上げますと、消費税の税率が10%に引き上げられることに伴い、低所得者、子育て世代の方の消費に与える影響を緩和することを目的に、商品券を販売し、消費喚起につなげるということを目的とします。従来の、昨年も実施しておりますけれど、浜中町商工会で実施しているプレミアム商品券とは全く別なものであります。対象者につきましても、今回低所得者と子育て世帯に対しての支援、消費喚起という部分での事業になっておりまして、本年度の住民税が非課税の方を対象に、この方々の申請をもとに引換券を交付いたします。それで本人方に販売先で商品券を買っていただくという形になっております。また、学齢年齢が3歳未満の世帯の方については、購入引換券を

○議長（波岡玄智君） そういう内容を聞いてるんじゃないのです。必要ないのですかと、もう必要ないのではないですか、他町村に多くの方が買い物に行っているような状況からもうこの制度は要らないのではないですかという質問だよ。内容の説明ではないですから。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） この制度については国が実施する制度ですので、浜

中町としても全国一律の制度の中で実施するという形でも御理解いただきたいと思
います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 29ページの空家対策の関係でございます。一般的な
空家の対応ということでございますけれども、これは国の空家対策の推進に係る特別
措置法、法律の関係、あるいは町の条例、町で計画しております空家対策計画に基づ
いて対応していくという形になります。基本的に空家というものは所有者あるいは相
続人の方の責任において処置するものということでございまして、それに向けて町と
しては保安上等、危険性があるということであれば所有者に対し、初めはお願いや任
意の指導、助言を行いながら改善を促していくということでございます。それでも改
善されない場合については法に基づく助言、指導を行っていく。それでも改善されな
い場合は、期間を定めて勧告、命令を出していく。最終的に危険であるという場合や
は行政代執行、そして強制徴収を行っていくという形になってございます。所有者
が覚知できない場合は行政代執行を省略した略式代執行を行っていくというような状
況になろうかと思えます。これが、空家の対策の方法であるということでございま
す。それで議員おっしゃいました事例の関係でございますけれども、所有者が亡くなっ
ているということ、そして奥さんなり子供さんなりが相続放棄をしたという場合。その
場合、次の相続権のある両親、あるいは両親がいなければ兄弟、その所有者の兄弟が
亡くなっていけばその子供さん、甥、姪まで一応相続権はあるということで、事例の
例については、全員相続放棄をしているという状態があります。全員相続放棄をして
いるということは、これはもう実質的にその空家を管理している方がいらっしゃらな
いという状況であるということ。それと議員おっしゃいました物件につきましては町
道に面しているという部分ございまして、非常に危険性も高まっているということ
でございまして、町としては何らかの措置をしていかなければならないと考えてござ
いまして、現在のところ、この建物がモルタルで出来ており、モルタルの落下等の心
配があるということで、建物の真下を歩かないような措置を講じているというところ
でございまして、このままにしておけないという部分でございまして、最終的には町
で何らかの方法を考えていかなければならないと考えてございまして、具体的に言いま
すと、やはり行政代執行という形になろうかと思えますけれども、手続上いろいろ問
題もございまして、実は土地の関係なり、あるいは建物についても権利関係が発生し

ている部分もございますので、そういう部分含めて町においては顧問弁護士とも相談しながら対策を進めていくということで、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） プレミアム商品券について、課長の答弁では国がこういうことを決めたと。すなわち消費税10月からの導入に当たって、低所得者や子供のたくさんいる家庭に対してプレミアム商品券を発行するという国の方針に従って町はやるということで表明されましたけれども、これを町として断る、町の姿勢としてこれは断ることができるのかどうかということでは、どんなふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから私は、実際に非課税の方とか、あるいは子育て真っ最中の方に対してプレミアム商品券を発行するというのを皆さんに伝える時に、果たしてこの商品券を商工会の窓口に取りに行くことにちょっと抵抗があるのではないかと思われる部分も考えられると思うのです。私はそう思います。私は、国の方針でやったというのをちょっと当初から思っていなかったもので、町が新たに今までやったものを継続してやるのかとばかり思っていたものですからそういう質問になったのですが、町の方針ではなくて国の方針でやってきたということであれば、なおさら私はこの問題について大きな問題を抱えているのではないかと思います。言いますと消費税の増税に伴ってということなのです。この消費税の増税というのは、昨日も私言ったのですが、この不況の中でさらに10%に上積みするというのは今後の国民の生活にとって大変な問題であると。これを何とか止めさせる、すなわち近くある国政選挙で何とかこれをストップさせるような体制に持っていきたいという国民の世論もあるわけで、何かそれをやらせるために、消費税10%を実行させるために地方自治体に対してこれをやらせて、もう既に消費税10%は既定の事実であるかのようなそんなやり方というのは、私は国のやり方は間違っているのではないかと思います。もしもこれが私が言ったとおり、これを実行するということはやはり消費税10%を許さないという姿勢から、地方自治体がきちっと考えを持って反対していくという、抵抗を示すということが今大事なのではないのかと思うのですが、その点についてどのように考えるかと。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員に申し上げますけれども、ここは一般質問の席じゃございませんで予算と町民にかかわる、そういう接点の中で一つ質疑をしていただき

たいと思います。よろしいですか。

○5番（加藤弘二君） 私、この提案してきた議題に対して理由を聞いたらそういうことなので、それでは、そういうことではいけないのではないかという、そういう質問をしたままでです。

○議長（波岡玄智君） 必要以外のことはどうぞ黙ってください。

加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 2番目の空家対策なのですけど、法律的に構えれば防災室長が言われたとおりなのです。最終的には町が代執行という形になるのですけど、妻や子供が相続放棄をして、それからもっと幅を広げて浜中町に住む兄弟などに話かけてやる訳ですけれども、なんとか法律上難しいことでは裁判などでやらなければならない部分もあるかもしれませんが、兄弟で話し合ってこの50万円の最高限度額が補償されるということから、だいぶ安く解体事業ができるということになる訳ですから、そういう親族とも十分話し合ってやるのが進めることができないかどうか。大変だと思うのですけども、姿勢は良いのですが、もっと緩やかな形で問題解決する方向を私は求めたいと思うのですけれども、その点についての回答を求めたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。事例の件の相続放棄されたという部分の物件でございます。この相続放棄と言われるものは、この物件の問題だけではなくて全ての債権に対して放棄をしているということ、それと相続放棄をしてその財産等に手をかける何か措置する部分が発生した場合、相続放棄自体が無効になるということも弁護士から言われております。実は私どもも当初、やはり兄弟で何とかならないかという話をした経過もございますけれども、そのようなことから、やはり心情的にはそういう部分もわかりますけれども、相続放棄したからには法的な部分でそういうことはできないということで、町としてもそれは進められないということで御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） プレミアム商品券の御質問にお答えしたいと思います。まず、御質問の中で消費税が10%になるということへの反対という御意見は、御意見としてお伺いしますけれども、この事業は国が決めて、国の間接事務で低所得者だとか子

育て用の対策として国が国策で制度として決めてきた。この金は国から道にきて、道から市町村に来るのでしょうけれども、これを今の御質問では実行しないで断ったらどうかということだと思ふのです。1自治体が。そういうことだと思ふのです。受け取らないということは、やらないということなのです。このやらないということを決めるのに、受け取らないということを決めるということは、すごく時間が必要というか、多分議会でも受け取るなという議決をとらなかつたらできないかもしれません。ちょっとそういう意味では大変難しい状況だと思ひます。実行せざるを得ない。低所得者そして子育てのところで支援をしていくと国が決められているのですから、町としてはそれを進めていく。逆に止めたとしたら、受け取れる人達から私が、町が訴えられますから。国がやろうとしていることに対して町がやらないということのほうの問題が大きくなってくるのではないかというふうに思ひています。気持ちとしてはそういうつもりであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 1点目のほうは理解いたしました。

2点目のことでちょっと確かめたいことがあります。もしも消費税を今回やらないで、延期か中止というような結論に達したとします。そうした場合に消費税が引込んだ時点で今ここに出ている案がそのまま通るのかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 現行のこのプレミアム商品券、今回の事業ですけれども、もう既に全国の自治体が動いています。実は国の31年度補正予算でも事業が採択されて動いている部分有一部分ありますので、これはもう10月からプレミアム商品券の発行については各事務、市町村で行いますので、これについては本予算が議決されたらスムーズに10月発売に向けて、消費税の動向いかに関わらず実施する形になると思ひます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中止します。

（中止 午前 2時42分）

（再開 午前 2時43分）

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） まず、歳入25ページの土木費補助金、地域住宅交付金についてお伺いいたします。これは当初予算で7,110万2,000円の補助予定額でありました。このたび3,649万2,000円という大幅な減額となり、それでも住宅建設をするということで地方債で対応という形になるのでしょうかけれども、補助基本額等の変更による減額ということでしたが、これは国の制度自体が変更になったというふうに考えて良いのか。住宅建設というのは今後も計画的に進められていく中で、今後の建設計画への影響というのは今後出てくるのかどうかということが気になりますので、その辺説明いただきたいと思います。

それと同じページの農業費補助金。先ほどの説明でおおよそはわかったのですが、当初公社営ですから国50、道15、町5の受益者30%という負担割合で進められる事業なのでしょうけれども、1%。この道の15%が14%になって、町の5%が6%になったという経緯ですね。これは今回どう言ったら良いのか、道の財政事情によってこういうことになったのか、それともこの制度そのものがこういう補助割合というふうに変更になったのかということ。それと受益者30%になっているのですけれど、これがもし今後道の補助が減るようなことになるのであれば、当然受益者の負担割合ということも考えなければならないのかと思うのですけれど、まず今回1%減額になったという理由を伺っておきます。

それと同じく歳入27ページの雑入で、公益財団法人北海道市町村振興協会市町村交付税106万5,000円。これは当初予算審議で出てきたかと思うのですが、要は宝くじの益金を全道の市町村に防災対策費として交付するという趣旨で始まった事業かと思います。それで40周年記念事業ということですから単年度で終わりかと思うのですけれども、106万5,000円。自分なりに考えて178市町村すべてが応募するかどうかわからない中で、もう少し交付額というのは多いのかと勝手に想像していたものですから、要は、全道の申請自治体数、そして管内の申請自治体、わかるのであれば釧路市含めた管内の各市町村の交付額等をお知らせいただきたいと思います。それとあわせて歳出で、先ほどの説明では備品で段ボールベッド等の購入ということでしたけれども、もう少し詳しく、例えば段ボールベッドの購入の数にしても、例えばそれをどこに何台分配置するだとか、そういう少し詳しい内容のほうも歳出からみますけれども説明いただければと思います。

それと総務費29ページの道自治体情報システム協議会負担金ですけれど、健康カ

ルテの導入にかかるということでした。ちょっと聞きなれない言葉だったので、少しだけかじってみましたけれども、要するに、住民に関わるのではなく、保険者、市町村の事務作業の軽減を図るためのシステムかというふうに理解したのですが、わかるように説明いただければと思います。加えて、医療、福祉、保健関係の情報等が一元化されて、多分どこかの民間業者が管理運営を担うのかと思うのですが、セキュリティ的なことを考えたときに心配等はないというのであればそのようにお答えいただきたいと思います。

それと同じく29ページのその他町有財産に要する経費の修繕料。旧勤労青少年ホームの屋上防水ということでしたけれども、172万4,000円。この工事内容を教えていただきたいと思います。

それと、この旧勤労青少年ホームという名称をいつまで使うのかという思いもあります。実質、ルパンのギャラリーというか、そういうことに今使われているわけですから、この名称等についても考えたほうが良いのかと思うのですが。

あともう1点、それに関連してですが、ルパングッズを展示してあります。自分は申し訳ないのですが、まだ行ったことがないので、どれ位貴重なもの、要は、残念ながらモンキー・パンチ先生が亡くなって、例えば本当に遺された原画がもし展示物としてあるのであれば、いざという時のいろいろな災害が考えられます。火災ということも考えられますし、いざというとき持ち出さなくてはならないものというものというのは果たしてどのように管理されているのかという思いもありますので、詳しい内容を教えていただきたいと思います。

33ページのへき地保育所運営に要する経費。先ほどの1番議員の質問でおおよそというかほぼ理解したのですが、以前は町外の保育所に預けるにしても受け入れるにしても広域入所委託料という形で措置されていたと思うのですが、この施設型給付費というのは初めて聞く名称なので、果たしてこの広域入所委託料とはどういうふうに違うのか。それで、私立の幼稚園という話でしたけれども、これが公立の保育園であっても同じように施設型給付費というもので同じような措置がされるのかどうかを聞いておきたいと思います。

あと、その下の常設保育所に要する経費の備品購入費360万円なのですが、芝刈機購入ほかであったと思うのですが、今回新しい保育所ができて、もう運用が開始されて大変快適なのかと思うのですが、外構を見させてもらっております

と芝の面積が相当数あるというふうに自分なりに思っています。それに加えて、道路の部分の法面の面積も相当数あるという中で、今回購入される芝刈機というのはどういものなのかということと、今後の芝の管理。今は敷設したばかりですから、まだ生えて伸びてくるという状況にないですけれど、今後ここの維持管理というのは、果たしてこの芝刈機の購入だけで賄えるのかという心配もございますので、どう対応されるのか聞いておきたいと思えます。

あと、33ページの感染症対策に要する経費で風疹抗体ということで、39歳から56歳の男性を対象にした調査等を実施するのと思うのですが、まず町内に今回対象となる対象者数が何人いるのかということと、仮に抗体を接種するにあたっては、浜中診療所なり、普通の開設の医療機関で予防接種という形で受けられるのかということ。あと受けられる期間。無料で多分できると思うのですが、その受けられる期間というもの。それと対象者に対するその周知をどうされるのかを聞いておきたいと思えます。

35ページ、林業振興に要する経費であります。まず、森林所有者意向調査委託料120万円。150ヘクタールの調査対象面積ということでありましたけれど、150ヘクタールは所有者何人でこの面積になっているのかという対象者ですね。意向調査する対象者数、それと前回説明受けた中では、個人の森林が整備されていない状況の中で、こういう制度ができてきたということだと思えます。それで町がその方の意向を受けて、町で管理してくださいというふうになる可能性も当然出てくる訳だと思えますよ。説明では、営業に値するものであれば町から業者さんという話になると思えますが、そうでないものについては町で管理をするという制度だったというふうに説明を受けたと思えますけれど、仮に所有者がとても管理できないから町で管理してくださいというふうになった場合、所有権はどのようなになるのかという思いもあります。実際に立っている立木等を整備する上で、伐採して売却した場合の益金というのはどういう扱いになるのか伺いたたいと思えます。

それと参考までにその下の基金積立ですが、前回一般質問させてもらいましたけれども、この基金の今後の運用方向を伺っておきたいと思えます。

あともう1点、37ページの水産行政に要する経費の付加価値向上事業補助221万6,000円。これはウニ養殖流通宣伝事業という説明ですから、例えばどこかの物産展に行ってコマーシャルをするための経費なのかなというふうに理解しているの

ですけれど、まずその確認と、その関連になりますけれど、当初予算で出ておりました種苗センター建設に係る各調査委託料。水質なり測量なりで実施設計も載っていましたが、現在の進捗状況もあわせて説明いただければと思います。以上お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） たくさんの質問ですけれども、答弁は要点をもって必要なところだけをきちっと答えてください。前提をつけたり、また、自分の課の考え方とかそういうのではなくて、極めて事務的に答弁していただきたいと思います。簡潔にお願いします。

総務課長。

○総務課長（藤山巧君） まず、歳入の関係で25ページになります。地域住宅交付金の36,492,000円の減額の部分ですが、この制度が内容的に変わったのかという御質問ですけれども、内容としては従来の制度のまま変わってございません。企画財政課長の説明にあったとおり、補助内容の確定の分と、それから経過をお話しますと、前年度に受けております交付金関係で、年度間調整という形で、平たく言いますと、前年度の実績分の本来受けるべき補助金の部分と当初から予定していた補助金の差額分が前年度に年度間調整という形で補助金の交付を受けてございます。それが翌年度の部分に関しては、その分を前年度分の調整ということで、その差引分と今回の合わせた令和元年度分の補助金の内容の確定分とこれらを合わせて、全体としてこの金額が今回補正として減額補正で計上させていただいたということでございます。

それから今後の影響については、制度自体は変わってございませんので、もし建築するということであれば、引き続き従来の制度上どおりで建築、補助申請、交付ということになってきます。

それから、29ページの電算システム運用に要する経費の道自治体システムの負担金関係46万7,000円でございますが、事務作業の負担軽減になるのかという部分でございますけれども、確かにこの導入によって事務負担の軽減ということもございしますが、関連して33ページのシステム関係とリンクしてございまして、10月から稼働予定だった風疹の予防接種関係に対応のシステム改修ということで、今回こちらのシステム上の環境を整えるということでサーバーの購入費用ですとかシステム導入に係る仕様の確定に伴って補正するものということでございます。

同じく29ページのその他町有財産に要する経費、修繕料の部分が漏れておりました。この部分につきましては、現在ルパンの展示、それから高齢者事業団のほうで事務所として使ってございますけれども、工事内容は、雨漏りによりまして屋上の屋根のところをウレタンで覆って雨漏りのほうを防ごうというような修繕を予定しております。全体ということで行きますと相当な費用がかかるものですから、当面応急的に展示物を展示しているアリーナ部分の雨漏りを防ぐということで、屋根の全面の約半分くらいをウレタンで覆って雨漏りを防ぐということで考えてございます。ウレタンの厚さ1ミリでその部分を覆うということで、大体面積にしますと200平米くらいを覆うということで今計画しているところであります。

それから名称の関係なのですけれども、なかなか町のほうで旧勤労青少年ホームと言うのがいろいろと御説明する時に一番説明しやすいかなということでそのまま付けてありますけれども、これについては町の財産でございますし、名称の変更というところは現在のところ全然考えていなかった部分でございました。ということで、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 旧勤労青少年ホームでの展示品の関係でございます。体育館側のほうの展示品につきましては、モンキーパンチ先生の原画はないと聞いております。全て複製画を置いてあると聞いております。枚数については相当枚数ということで、具体的な枚数までは伺っておりません。それと事務所側ですが、東京ドームシティでのアトラクションの展示品について譲り受けました。それが20点ほど展示してございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） それでは、まず歳入の公社営の負担率が変更なった内容でございます。この負担率につきましては、国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針ということで、こちらのガイドラインにより負担割合を30年度まで定めており、御存じのとおり国50%、道費15%、町費5%、個人負担が30%ということで負担割合が定められておりました。このたび地域草地基盤強化支援事業につきましては平成31年度をもって完了するというので、制度的に今回道の負担率が恒久化されたということで、それに伴って道で講じておりました地域草地基盤強化支援事業は終了いたしまして、この道費分14%という主に道営事

業による草地基盤整備事業に準じた形で負担割合を合わせるような形となるということで、先ほど申し上げたとおり道費が恒久化されたということで、この制度を完了して、この負担割合をもって次年度から今回負担割合を下げるというようなことで伺っております。このガイドラインの通知につきましては、本年5月に正式に町村のほうに通知が来ておりまして、事前にこのガイドラインによる補助率につきましては先般協議ずっとされておりまして、最終的にこの負担割合で決定したということになっております。

続きまして歳出のほうの説明になります。まず、森林環境譲与税の関係でございます。その他林業振興に要する経費の森林所有者意向調査委託料につきましては、まず、現在ある森林のうち人工的に植栽した森林の未整備となっている土地の森林をこの制度によって意向調査を行う事業でございますが、本年度この補正予算により150ヘクタール意向調査をする人数につきましては、まだこの150ヘクタールの絞り込みをこれからするんですけれども、どうしても森林所有者が重複していたり様々なケースがあるものですから、最終的な人数というのは今後決まるので、今時点で何人というのはちょっと申し上げることができませんが、面積が150ヘクタールということで考えております。それから意向調査により、通常であると森林組合なり自ら森林整備をするということで促していくことになるのですけれども、最終的にこの意向調査をして、相続などでどうしても自ら申請ができない、間伐しても採算がとれないという森林がある場合は、市町村の方に経営管理権を委託することができるというような制度になっております。議員から御質問あったとおり、仮に採算が合わない森林を町に経営管理権を移行して行った場合は、一部の間伐費としてこの環境税を用途として使うことができるということになっておりますので、その未整備の森林をそういった環境税を活用しながら整備して、最終的に立木の売払の益金が出た場合は、経費を差し引いて御本人にお支払いすることも可能ということになっておりますので、ほとんどが採算が合わないということになっておりますので、その負担に関しては御本人が負担できないということになってくると思うのですけれども、最終的にその税を充てながら御本人の負担の軽減を図るというような整備になってくるのかなと思っております。ただ、この制度化につきましては管内的な町村まだ整備についての要領なり要綱がまだ整理されておりませんので、町の事業として今後整備していくのかというのは今後検討していきたいなと思っております。

それから最後に基金の運用についてなのですが、本年230万の森林環境譲与税という形で町のほうに譲与されることになるのですが、段階的にこの剰余金につきましても金額が上がってくるような形になります。先ほど申しあげました意向調査につきましても、令和元年、令和2年の2ヵ年に分けて行いたいと思っています。この意向調査につきましても、約625ヘクタールの未整備森林がありますので、まずこの625ヘクタールの未整備森林の実態を全部把握し、その上で先ほど申しあげたとおり町で管理する森林が出た場合は剰余金を基金に積んだ中で、それに使途として使うと。更にこの森林環境譲与税の使途としては、その他人材育成や林産木材の普及啓発、様々なものに活用することが可能となっておりますので、そういった事業を柔軟に活用できる財源として計画的にこの基金に積みながら活用していきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

所有権は町のほうに経営管理権という形で委託するので、所有権はそのままということになります。所有権の移転はないということになります。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 27ページの雑入、公益財団法人北海道市町村振興協会市町村交付金の関係でございます。議員おっしゃいましたとおり、この団体につきましては市町村振興宝くじの販売収益を市町村の振興事業に充てるという目的で設立されまして、今回設立40周年記念特別支援事業ということで、単年度の特別な事業ということで実施されるものでございます。事業の総額でございますけれども、総額的には全道で5億円。既に事前に算定が決まっております、市町村の金額が既に確定されているというか、交付される金額をもう示されているという状況でございます。札幌市を除く全道178市町村で5億円ということで、その内訳は均等割で4割、人口割6割で配分するということです。浜中町につきましては均等割で112万3,000円、人口割で48万2,000円の合計106万5,000円という状況になってございます。管内の状況でございますけれども、釧路市が1,689万9,000円、釧路町が281万円、厚岸町が193万円、浜中町が160万5,000円、標茶町が175万2,000円、弟子屈町が175万4,000円、鶴居村が129万7,000円、白糠町が178万1,000円という形でございます。

次に歳出の関係であります、39ページの災害対策に要する経費の使い道ということで、需用費の消耗品費ということで計上させていただいてございます。その内訳

でございますけれども、防災備蓄品を整備するということでございまして、段ボールベッドにつきましては60台で約59万6,000円ほどということで、これにつきましては現在段ボールベッドはございませんので、避難所であります6カ所、ゆうゆ、茶内トレセン、茶内コミセン、浜中かぜて、浜中改善センター、姉別改善センターの6カ所に10台ずつを配置したいと考えてございます。次に、組み立て式便座とトイレ用のテントは対になるものでございますけれども、これを42台ということで、組み立て式便座については22万7,000円ほど、テントにつきましては45万4,000円ほどで購入するということでございます。その部分につきましては、茶内トレセンに12台、茶内コミセンに7台、かぜてに3台、浜中改善センターに7台、姉別改善センターに6台、琵琶瀬展望台に5台、火散布コンテナに1台、丸山コンテナに1台ということで合計42台を設置していきたいというふうに考えてございます。それと簡易トイレ袋を22セット。金額にして41万8,000円ほどで購入したいということで、これも適宜トイレのあるところに配分していくということでございまして、今回の補正、合計いたしますと160万5,000円になりますけれども、不足する分につきましては既存の予算で対応させていただきたいと考えてございます。トイレにつきましては、現状簡易式トイレ49台ございまして、新規の分を合わせますと91台になるということで、国の定めるガイドラインがございまして、これによりましてその基準に達するという御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 33ページ、へき地保育所に要する経費についてお答えいたします。まず広域入所との違いということですが、浜中町在住の子どもが外に出るケースということで説明させていただきます。まず広域入所は、町内の保育所に入所されているお子さんが、例えばそれ以外の町のほうに入所される時には、その町同士で協定を交わしまして、広域入所という形で先ほど申し上げました保育に要する経費というものを算出し、町が直接相手側の自治体に払うというようなケースでございます。この場合は公立の保育所に限らずということで、それ以外の私立の保育園であったり、公立の幼稚園、私立の幼稚園の場合は、今回補正させていただきました施設型給付費というような形で支払うということになっております。ただ、これにもいろいろケースがございまして、その微妙な違いによって必ずしも一律ではないという場合もあるようなのですが、すいません。私ちょっとそこまで勉強しておりませ

るので、今回の説明というのはこの程度にさせていただきたいと思います。

それで、あと備品の関係に移ってよろしいでしょうか。備品なのですが、今回は常設保育所の草刈り関係で刈払機、芝刈機、ハンディーブロワーと予備用のバッテリー。今回エンジン式ではなくバッテリー式の草刈り関係の機械を揃えさせていただこうと思っております。これらで20万8,000円。この他に茶内保育所で使用する備品、柔らかゴムマット、木製セレクトスタンドというものが8万5,000円ほど。厨房で利用します寸胴鍋が4万円ほど。合わせて36万円となっております。芝刈りのお話に戻らせていただくのですが、面積が園庭の芝部分で3,200平米ほどございます。約970坪を芝刈機1台で処理していくのは可能かと考えますと、まず不可能だと思います。ただ、今年は初年度でありますので、芝自体はそんなには伸びないだろうという施工業者の話もございましたので、まずは小型のバッテリー式の刈払機を使って、特に伸びている部分の処理をしていきたいと考えております。またご覧になっている方もあるかと思うのですが、かなり根のつきが悪くて枯れている部分が目立っています。これにつきましては、ある程度今水遣りしながら養生しているところなのですが、完全にだめな部分についてはいずれ張り替える予定になっておりまして、更に張り合わせの目地部分がございますので、ここに黒土と種を入れながら、来年以降本格的に芝の管理をしていくということで施工業者とは話がついております。そうなりますと乗用のタイプの芝刈機であったりだとか、外部委託だとか、あとは再任用職員の活用だとかというようなことで、今保育所にいる職員、私と事務職も2人いるのですが、この3人で回していくことは将来的には不可能になると考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 33ページ、感染症対策要する経費42万2,000円という部分の御質問にお答えいたします。風疹の予防接種等の部分ですけれども、今回の風疹の予算ですけれども、まず風疹の予防接種の流れを説明させていただきたいと思います。議員おっしゃるとおり、39歳から56歳の男性の抗体率が低いということで、今回、国の緊急対策で本年度から3年間でまず抗体検査を実施して、それで抗体がない方については予防接種という形の流れになっております。対象者ですけれども、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で644人おります。その後、国の方から今年度、年齢でいうと39歳から46歳を重点的にというこ

とになりましたので、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性269人を重点的に、まず抗体検査をこの方々はやります。この対象者の方々に対して、今年度今月中にクーポン券を発送します。それでまず抗体検査を受けていただくということで周知等をしていきます。周知については既に広報でも対象はこういう方々で、抗体がないということでの周知はさせていただいておりますけれども、あわせてクーポン券発送後に制度の周知もしようかと思っております。

また、この抗体検査は血液検査なのですけれども、浜中診療所、各医療機関でできます。この方々抗体検査で抗体がなかった方について予防接種という形になりますので、これについてもそれぞれ医療機関にかかって無料で受けられるという形になります。3年間の有効期限なのですが、1年ごとになりますのでクーポン券は1年ごとの仕切りで出しますので、今年度限りということでクーポン券をまず出します。もし、その方が抗体検査を受けていない場合は、また来年度その方々に出すというような形になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 37ページの水産行政に要する経費の水産物付加価値向上事業補助につきまして御説明申し上げます。こちらにつきましては、浜中漁業協同組合が事業主体となりまして、内容としましてはDVDの作成となります。これにつきましては、ウニ養殖事業についての流通過程だとか生産過程をDVD化しまして、各方面にPRする動画に使いたいということで考えております。こちらにつきましても、できれば町のホームページ上でも使って良いということで聞いておりますので、そういう使用を考えております。

次にウニ種苗センターの進捗状況になりますけれども、現在交付申請をいたしまして、今月中に交付決定が来る予定となっております。交付決定が来ましたら順次入札作業をいたしまして、7月から測量と実施設計を行う予定となっております。水質検査につきましては、9月から10月の予定としております。以上です。

○2番（田甫哲朗君） 了解です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

ありませんか。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後12時 2分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号の質疑を続けます。

9番中山議員。

○9番（中山眞一君） 数点につきお尋ねさせていただきます。まず29ページ、その他町有財産に要する経費の修繕料でございますけれども、2番議員の質問、また補足説明で雨漏りの修理ということでお聞きしてございますが、現在、青少年ホームにつきましてはモンキー・パンチコレクションパートⅡとして利用され、また、ゴールデンウィークにつきましても数多くの方が訪れております。先般のルパンの会議では約2,000数百人がこの期間に訪れ、そしてまた、このモンキー・パンチコレクションにも来ているということの話がありました。さて、その中で私が気になるのは、雨漏りもそうなのですが、入口の階段のタイルが剥がれ、そのあとをモルタルで塗っているということで、どうも見苦しさが目立つ。聞くところによると、これもあと何年使うかわかりませんけれども、モンキー・パンチコレクションパートⅡとして町内外からたくさんの方が訪れるとなれば、この階段のタイルの修理も必要なのではないかと思いますが、この修理がこの修繕料に含まれているのかどうか、2番議員の説明にはそのことがなかったもので再度お尋ねさせていただきます。

次に31ページ、その他社会福祉に要する経費のプレミアム付商品券でございますけれども、これも何人かの議員の方から質問がありましたが、私のほうからもちょっと別の視点からお尋ねさせていただきたいと思います。プレミアム付商品券は、今回何度も説明ありましたが、購入対象者が住民税の非課税者、そして3歳未満の子が属する世帯主ということで、この事業費が対象者800人に対して1人5冊ということで予算をつくられているようですけれども、この購入対象者につきましては、全員協議会の中で説明がありましたが、住民税の非課税対象者が何名で、3歳未満の子が属する世帯主が何名なのか。そしてその合計が800人なのか、それともそれより多い中で800人を予定しているのか、その辺についてお尋ねさせていただきたいと思います。これが1人5冊で4,000円ですから、2万円と。それで買い物は2万5,000円のものを買えるということでございますけれども、関連がございますので当初予算で予算化されました商工会が行います地域経済活性化促進事業補助800万円についておりますけれども、これは毎年商工会が発行しているプレミアム商品券で、多分去年と同じであれば3,5

00セット。そして1万円で20%の補助率で販売すると思うのですが、この販売はいつ頃を予定しているのか、その周知はいつ頃する予定なのか。その件についてお尋ねさせていただきますと思います。

次に、へき地保育所運営に要する経費でいろいろと説明していただきましてわかったのですが、町外の幼稚園に通う2人ということで1ヵ月2人で29万7,000某だと。それが11ヵ月で326万4,000円。それを国が半額の160いくらかですか。そして、道が半額の81万5,000円。そして、町が半額の81万5,000円ということで合計326万円を支出するのだという予算でございますけれども、まだ保育料は無料化になっていませんよね。例えば町内の人が町内の保育所に通う時に使用料は払っていますよね。この方の保護者の負担というのはいくらなのか。この説明だけを聞くと、国と道と町が出して、本人の負担がゼロのようなのですけれども、ちょっとその辺のことをわかりやすく説明していただきたいと思います。

それから37ページ、商工振興に要する経費で町地域経済活性化促進奨励補助パッケージ97万円。これはどのようなものをどの位つくって、そしてその事業費はいくらで、97万円の補助はいくらの補助をするのか。それについてお尋ねさせていただきます。

それと中山間地域活性化施設に要する経費の修繕費、チーズ熟成庫補修25万9,000円。この中身につきましても、お知らせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 29ページ、その他町有財産に要する経費の修繕料の部分での御質問でございますけれども、説明したように今回雨漏りの部分にウレタンを張っての修繕ということで、議員おっしゃいました入口部分のタイルというところは今回含まれてございません。以前記憶に29年には、この展示をする時にいろいろと外壁ですとか、入口のドア、それからあわせてタイル張りの玄関ステップも修繕したところではありますけれども、現状でいきますと今のウレタンでの修繕の部分だけということで、御承知おきいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 31ページ、その他社会福祉に要する経費799万7,000円、プレミアム付商品券事業の関係についての御質問にお答えいたします。まず、今回のプレミアム商品券につきましては、低所得者及び子育て世帯向けに商品券を発行

するものであります。対象者につきましては、住民税非課税世帯、ただし生計が同一で課税の方がいる場合は除くということになっておりますので、課税されている方に扶養されている方がいる場合は除かれます。この方々の対象想定が650人ということで見込んでおります。この650人につきましては、実は平成29年度に臨時福祉給付金というのを実施しています。この対象者につきましても、今回と同じような形で低所得者世帯向けに給付を行っております。1件当たり1万5,000円の給付を行っておりますけれども、この時も申請実績で538件ありますので、その分から若干の上乗せ部分がありますけれども、650人ということで、それをベースに今回見込んでおります。それと3歳未満の子が属する世帯主ということで、この分で150人分を見込んでおります。あわせて800人分ということで見込んでいるところであります。最大購入が1人当たり2万円までということになっておりますので、2万円が2万5,000円分の商品券が購入可能ということになります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 33ページ、へき地保育所施設型給付費の件についてお答えいたします。まず、この4歳のお子さんについては2万5,700円が月額の利用料となっております。3歳の子につきましても同額の2万5,700円ということになっております。しかし、この4歳の子は第2子でありまして、3歳の子は第3子になりますので、浜中町の軽減策によりまして4歳の子は半額の1万2,850円が実際に支払う利用料となっております。3歳の子は0円となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず、1点目のプレミアム商品券の関係でございますが、周知予定は6月14日。全戸配布の予定をさせていただきます。販売については7月9日から3,500セットの予定となっております。

それと37ページの商工振興に要する経費の関係でございますが、これにつきましては乳製品の製造事業者、チーズになりますが、従来のパッケージのデザインを変更し、パッケージに印刷をして作る予定となっております。パッケージは2種類ありまして、大きさで2種類になっています。まず小さい方の袋なのですが、それについては2万袋。それと大きい方の袋が1万5,000袋。それと、これを梱包する商品箱3,200個を予定しております。それぞれ、まずパッケージの方が消費税込みで83万2,360円、箱の方が105万8,400円で合わせて194万760円。この2分の1で97

万円となっております。

次に、中山間地域活性化施設の修繕料の関係でございますが、これはチーズ加工室に隣接しているチーズの熟成庫についております加湿器に水垢等が付着して動作不良が起きており、これを修繕するものでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○9番（中山眞一君） その他社会福祉に要する経費、31ページの件ですけれども、対象者が800人ということで、800人全部を見込んでいるようですけれども、商工会のプレミアム商品券が6月の14日に周知され、そして7月9日から販売を始めるといってございますが、この低所得者及び子育て世帯のプレミアム商品券につきましては、実際に商品券が使えるのが9月からですか、10月からですか。ということでズレがあるわけです。そうすると低所得者及び子育て世帯の人が商工会で発行する商品券をやはりそれでも2万円分買ったと、そして2万4,000円使えるから得だと買ってしまつたと。その後に低所得者及び子育て世帯の人たちの対象者800人分のプレミアム商品券が2万円で買って、2万5,000円使えるものがあるということで、ここに告知のズレがあつて、間違つて商工会のプレミアム商品券を買う人があれば、これを逆に言えばこちらの低所得者向けのプレミアム商品券が売れ残ることがあつたら大変だと思うので、この辺の周知につきまして、担当である2つの課で連携をとつて、何かその辺のことも打ち合わせしてあるのかどうか。やはりこの低所得者及び子育て世帯のプレミアム商品券が、こういうものがあるのだよということで、商工会のプレミアム商品券が発売になる前に知らせる必要があるのではないかと思います。その辺のことは何か考えておられるのかどうかお尋ねをさせていただきます。

それから先ほどのへき地保育所の件ですけれども、4歳児が第2子なので1万2,800円もらっているということで、この1万2,800円というのは、このどこかのへき地保育所所属のそこに入っているということでよろしいのでしょうか。ただ、町が11ヵ月で81万5,000円も出す。それで、もらうのは月々ですけれど1万2,800円だけだと。なぜかものすごくこの方々は優遇されているような気がするのですが、これはそういう条例か何かでこうせざるを得ないのかどうか、それにつきましてお尋ねさせていただきます。その点、よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 再質問にお答えいたします。商工会の実施するプレミ

ラム商品券との広報の時期とかという部分もあります。こちら今回、国の方で消費税対策の部分で実施するプレミアム商品券につきましては、10月の販売商品券が実際使える形になりますけれども、実際委託予定の商工会さんと事前に協議させていただいた中では、やはりその商工会がやっている商品券と重なると。事務的に重なるという部分があったので、正式な委託契約をしていませんけれども、事前にちょっと委託できるかという部分を協議した際に、そういうお話もさせていただきました。それで時期を分けるということで、まず商工会の今実施、例年やっております部分を商工観光課長言われたとおり、まず6月14日に今回は周知するということですが、私どものほうも実際9月発売予定という形になりますが、9月発売で10月から使える商品券について、この浜中町プレミアム付商品券事業のお知らせという形で今月お知らせする予定になっております。14日の日に同時に入れるという形もあるのですが、その辺は調整させてもらいたいと思いますけれども、案はちょっと考えておりましたので、事前告知という形でさせていただきまして、あと、子育て世代とその低所得者という世帯の方は購入がダブるという形になると思いますので、その辺の世帯の方、特に子育て世帯については引換券を送付させていただきますので、その際、商工会の購入が始まる頃になろうかと思いますが、その頃までに注意文書とか付記した形で送付させてもらいたいと思います。ただもう一つ、住民税非課税の方の対象ですが、これは申請していただいて、引換券を要件が該当する方、非課税の方に対してというよりは、広く町民の方にプレミアム付商品券を発行しますよというお知らせをさせていただきたいと思っております。いずれ7月あたりにも広報等での周知も考えて、あと非課税の通知の申込みのお知らせも8月ぐらいに実施して9月には引換券も発送させていただき、その都度対象者、住民の方にも周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） 施設型給付費に関する再質問にお答えいたします。私の説明不足がありまして、再度説明させていただくこととなりますが、施設型給付費の件で先ほど1番議員、2番議員に説明申し上げた中で、保育に要する経費ということを申し上げたと思います。この保育に要する経費というものは、国が定めた規格と言いますか、そういったものによって算出するものでありまして、例えば幼稚園に入所される場合はだいたい16万円から18万円ぐらいの間になっております。これらには加算措置というものがあって、例えばその幼稚園において特別に人員を配置しているだとか、特別な

資格を持つ方を置いているだとか、施設の方でバリアフリーに特に心がけているというような場合に加算になります。あと、年齢によってそこが違ってきます。保育所と同じように年齢が低いほど保育料が、幼稚園ですから利用料が高くなるというような傾向にあります。まずここを押さえていただいて、この保育に要する経費、今回の4歳児の場合は、ここに先ほど14万1,070円というふうに4歳児では給付費の基礎額を申し上げましたが、実は利用料を抜いた額なのです。ですから保育に要する経費というのは、この4歳児の場合は16万6,770円、利用料の2万5,700円を足した数です。同様に3歳児につきましては、先ほど15万5,650円と申し上げましたが、利用料の2万5,700円、同額ですがこちらが足された18万1,350円がこの4歳児、3歳児の保育に要する経費ということになります。説明がちょっと逆になってしまうのですが、この保育に要する経費から利用料を差し引いた残りが施設型給付費の基準額ということになります。すいません。ちょっとわかりにくい説明だと思うのですが、先ほど議員これで1万2,850円というのは優遇され過ぎていないかということなのですが、これは国の定めた利用料の基準額というものに基づいておりますので、優遇されているというよりも、国の基準どおりにやるとこのとおりになるということになります。優遇されているというところでは2子目、3子目ということで、半額、ゼロ円ということになりますが、こちらも制度としてやられていることなので、特に優遇されているというような形ではないと思います。ですが、まずこのへき地保育所運営に要する経費というところで予算を見させていただいたというのが、この2人のお子さんがへき地保育所の通所区域にお住まいなものですから、こちらで見させていただいたということで、常設保育所の通所区域のお子さんが同じようなケースであれば、常設保育所に要する経費というところで見させていただくということになりますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） 35ページの最終処分場管理運営に要する経費、環境影響調査委託料の件で伺いたいと思いますが、先ほど1番議員からもお話がありまして、概ね理解はさせていただきましたが、関連で聞いてみたいこともありますので御質問させていただきたいと思いますが、破砕機導入にかかわって環境影響調査が計上されましたが、処分場においては、埋立地は霧多布湿原センターの上流にもありますので、そういうことから考えますと環境調査は必要だと思っております。これからもまたそういう調査が

必要だと思っておりますが、先ほど環境調査の内容の中で、地質、騒音、振動、悪臭などという項目がありましたが、概ねこの破砕機導入にかかわるための調査のような印象を受けましたが、このほかに調査項目があるとすればどのような項目があるのか、またこの調査は、この5トン以上の破砕機が導入されたことで何年ごとにされなければならないのか、その辺をまず伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。35ページの環境影響調査の関係でございます。まず調査項目ということでございますけれども、基本的には先ほど申しましたように、大気質、例えば粉じん、それから騒音、振動、悪臭、それから水質調査と、基本的な調査項目は以上のとおりでございます。こちらにつきましては、破砕機を導入しての周辺にかかわる調査ということで捉えていただきたいと思いますと考えております。それと調査につきましては何年ごとにと御質問でございますけれども、基本的には今回の破砕機に関しては環境影響調査を一度実施して設置届を北海道のほうに提出するだけで、この1回で十分というふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 産業物処理法という法律もあるのだと思いますが、その中でそういう視点から見ると環境影響調査、私は必要だと思っておりますが、例えば大気汚染は年に1回だとか水質汚濁は年に何回とかというようになっているものだとばかり思っていたのですよ。それはこの破砕機にかかわっての調査以外に、こういうものは必要ないのですか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 通常の水質検査等に関しては、別で予算立て、委託しまして実施をしているところでございます。ただほかの、例えば先ほど申し上げました騒音だとか、振動については毎年調査をしているわけではございませんけれども、例えばこれが最終処分場を新しくするといった場合には、再度こういった環境影響調査を実施する必要があるかというふうには考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 大変申し訳ないのですが、関連で、できれば質問をさせていただきたいと思っておりますが、資源物の中のプラスチック容器についてお聞きしたいんですが。新聞等でも報道されておりますが、中国のプラごみの輸入が禁止をされて

おります。国内処理でも追いつかないような状態と言われておりますが、またバーゼル条約でもプラごみの輸出が2021年から規制をされます。当然、海外輸出が難しくなってくると思います。自ずとの国内処理が強いられるような状況になりますが、リサイクル業者も国内処理に変えようとしているが価格の方が中国輸出から見ると半値以下と言われております。プラスチック製品が生活の中にあふれるようなそんな状況に今我々の生活の中もそうなっているのですが、日本は1人当たりのプラごみ発生量はアメリカに次いで2番目と言われていたくらい多くプラごみが出ている中でありますが、今の現状、浜中町のプラスチック容器の状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） プラスチック容器ということで、例えばここ数年の状況でございますけれども、売り払いをしまして、その単価がどんどん落ちてきているという状況がございます。令和元年度、今年度に関しては、例えばプラスチック類や白色トレイですと単価がキロ当たり0.1円、ペットボトルについては3円、発泡スチロールについては0.1円というような単価になっております。先ほど議員おっしゃられましたように、中国の輸入規制によってプラスチックの問題というのが国内で発生していることは十二分に承知しておりますけれども、本町としては今後もしっかりと資源物の受け入れ、資源物リサイクル活動もしていただいているところでございますので、しっかりと受け入れをして、売り払いにつなげていくという取り組みをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

7番成田議員。

○7番（成田良雄君） それでは2点、簡潔に質問いたします。29ページ、地域振興に要する経費の一般コミュニティ事業助成金250万円ですけれども、今回熊牛連合会が該当して、昨年から申し込んでいたと思うのですが、昨年は助成金がないということでクリアされていましたが今年ようやく入りました。そういう意味で、大変良い助成金だと思いますけれども、近年28自治会の申し込みで、優先順位で決めてきましたけれども、今までの状況において28自治会でまだ申し込まれていない自治会もありますが、経過としてどうなのか。今後順番を待っている自治会がどのくらいあるのか、その辺の詳細を説明願いたいと思います。

次に、31ページのプレミアム商品券について、何人か聞きましたけれども、町民にしっかり議会だよりでも情報提供すべきかなと思いますので、もうちょっと詳しく商品券の事業の概要、利用期間、購入期間、限度額は先ほど説明ありましたので、それを明確に答弁願いたいと思います。また、購入対象者。これは3歳未満の属する世帯主と非課税世帯がダブる場合があるかと思えますけれども、どちらを優先というか、3歳未満の方が優先になるかと思えますけれどもダブって購入できるのか、それともどちらかの該当者で購入対象になるのか、その点だけはっきりお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） コミュニティ助成に関係して御答弁申し上げます。このコミュニティ助成ですけれども、昭和55年度からございまして、前年平成30年度はなかったのですけれども、29年度までの間に22団体28事業実施されております。22団体28事業ですので複数回受けている自治会もございまして。現在要望している自治会の状況ですけれども、現在は4自治会町内会の希望が上がってございまして。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（波部直人君） プレミアム商品券の事業概要についてということで説明させていただきたいと思えます。まず利用期間なのですが、令和元年10月から令和2年2月までという設定で考えています。購入期間につきましては、令和元年9月末に発売を開始し、令和2年1月までということで今調整しているところです。商品券につきましては1冊5,000円、1枚500円の券が10枚ついております。販売価格4,000円ということになっています。この1冊5,000円の券を5冊購入可能です。2万円で2万5,000円分のプレミアム商品券が購入可能という形になります。それと先ほど非課税世帯と3歳未満の子が属する世帯主がいるところのダブりの話ですけれども、具体的に申し上げますと、非課税世帯で、例えばお父さんお母さんがいて、3歳未満の子供が2人いるとします。そうすると、まず町のほうから引換券として子供2人分を世帯主の方に送ります。これで10冊買えるということです。その際にも入れるのですけれども、非課税の世帯の方は申請していただいて、今度は4人分引換券の申請をしていただくという形になりますので、全部で30冊最大買えるような形になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これでは質疑を終わります。

これから議案第53号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第54号 令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第1号)
について

○議長(波岡玄智君) 日程第3 議案第54号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第54号「令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」提案の理由を御説明申し上げます。

このたびの補正は、介護保険法等の改正に伴うシステム改修費用について補正をお願いするものであります。補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費では介護保険推進に要する経費で、介護保険システム改修に伴う道自治体情報システム協議会負担金78万4,000円を追加となります。

一方、歳入につきましては、2款国庫支出金ではシステム改修に伴う介護保険事業費交付金55万8,000円の増、6款繰入金、事務費繰入金22万6,000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は4億6,197万1,000円となります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第54号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1 番（川村義春君） 歳出の48ページの介護保険推進に要する経費の自治体情報システム協議会負担金については、前段議案第44号で条例改正に伴うものというように理解をしておりますが、これについて関連で聞きますが、実は介護の認定状況について昨年聞いていますので、要支援1、2、それから要介護1から5までのそれぞれの現在の人数と、介護保険料改定に備えるための介護給付準備基金。令和2年度、今度令和3年度から改定するという部分で、多分引き上げになるだろうと。それに備える準備基金が今現在でどのくらいあるのかその辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 御質問にお答えいたします。要介護度別の認定者の状況という話だと思いますので、まずそちらの方からお答えします。数字は30年度末になりますけれども、要支援1が9人、要支援2が36人、要介護1が60人、要介護2が44人、要介護3が38人、要介護4が37人、要介護5が38人、合計で262人となっております。それと浜中町介護保険給付準備基金の年度末の残高ですけれども、413万3,000円という形になっています。昨年度につきましては利息分相当分の1,000円だけを基金に積み立てしている状況です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第55号 令和元年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第55号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第55号「令和元年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」提案の理由を御説明申し上げます。

このたびの補正は、特定環境保全公共下水道事業費の変更によるものであります。補正の内容といたしましては、歳出では2款下水道費、特定環境保全公共下水道事業に要する経費1,000万円の増は工事請負費1,000万円の増で、霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改築工事に係る設計変更に係る事業費の確定によるものであります。

一方、歳入につきましては、3款国庫支出金1,090万円の減額、7款町債2,090万円の増額については、いずれも特定環境保全公共下水道事業費の変更と国庫補助金の額の確定により補助額が減額となったことに伴い、特定環境保全公共下水道整備事業債を増額しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は3億8,823万9,000円となります。

以上、提案理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第55号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 58ページ、霧多布クリーンセンターストックマネジメント事業改良工事。これは当初予算で監視装置の基盤の改修ということで3,400万円の予算計上がされておりました。詳しくこの工事の内容を聞いておりませんでしたので、まず最初に改修工事の内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 議案58ページ、特定環境保全公共下水道事業に要する経費についてお答えします。当事業については、霧多布クリーンセンターの監視制御設備

でございます。水処理設備コントローラー盤という電気系の設備の改修工事となっております。この水処理コントローラー盤の役割としましては、まず、下水道処理をする際に処理施設内において微生物によって上澄み液と汚泥に分離させ、その上で上澄み液については消毒などの処理を終えた後に川の方へ放流されるという流れになります。その作業の制御、コントロールするための電気設備でございます。この設備につきましては、平成11年に設置、供用開始された設備でございます。設置から20年経過してございますので、交換部品の供給も既に停止されてございます。そのことから早急な対応が必要であるということで、今回設備の老朽化の更新ということで国の社会資本整備総合交付金を活用しながら実施するものでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 当初予算の設備改修の内容についてご説明をいただきました。今回この1,000万円追加するというところでありますけれども、この内容について、どういう部分が設計変更で増えたのか、その辺の1,000万円増えた内容と、まだ発注されていないと思いますので、工事の発注時期。それとあわせて当初予算でつけていた管理委託料が240万円ほどあったと思うのですけれども、それが1,000万円増えたことによって委託料に影響あるのかなのか。なければそれで、ないと言ってもらえれば結構です。その辺お知らせいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 当工事費の1,000万円の増額の要因についてでございますけれども、今年に入って機器そのものの単価が上がったことによるもの、更にこの水処理コントローラー盤のプログラムの再設計により工事費に変更が生じたものでございます。基盤の内部につきましては、電源装置、配線用遮断機、監視用画面など様々なコンピュータシステムが配備されておりますけれども、積算当初は機器内部において使える部分、部品等についてはいくらかでも再利用しながら、コストを抑えながら組み立てていくという考えでございましたけれども、今回この国の交付金の補助申請に係る北海道のヒアリングの時点でシステムの中身の基盤についてはすべて新品のものに変えていかなければ今回の補助決定に差し支えがあるということで指導を受けたものですから、それに対応するために再度設計を見直しております。その結果、機器内のプログラムを組み直しながら全面的な改修が必要になったものでございます。従いまして、当事業に係る工事請負費3,400万円の当初予算に対しまして、今回1,000万円の増

額で合計4,400万円となっております。工期につきましては、本年8月中旬から年を明けて3月までの予定で、管理委託料につきましては影響ございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 被らないようにしたいと思うので、工事内容については理解いたしました。基本的なことを伺いますけど、下水道設備というか下水道のインフラですね。これは前回29年度に出された戦略プロジェクトというそういう題名の、下水道ビジョンみたいなものが示されています。それによりますと向こう10年間は特定環境保全の霧多布地区の特定環境保全下水道にかかって、この10年間集中的に長寿命化を図っていくというような内容だったと理解するのですよ。それで今回確か当初国庫補助が2,490万円見込んでいたと思うのですけれど、減額された。前年度も同様に1,000万円以上の減額がされて、地方債補正して対応しているという状況だと思うのですけれど、要するにその下水道ビジョンですよ。将来的に計画を立てたそのビジョンの計画どおりに今後も進んでいけると捉えているのか、それともどこかで計画自体を見直す時期、要は、今6期総合計画も策定になりますけれど、どこかのタイミングで前回作成された事業計画の変更がなされないと、なかなか10年間で設計していて、多分今年でもう2年目か3年目になると思うのですけれど、あと残りでのこの公共下水道関係のインフラ整備ができるというふうに考えているのか、それとも事業計画の変更はどこかでやるということになっているのかをだけちょっと確認させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 基本的にこの10年間の今後の計画の中で、計画どおりに進めていきたいというふうには思っております。北海道のヒアリングにおいて毎回言われることは、申請があってもそのとおりに補助決定できるかどうかはわかりませんと答えられるのですけれども、計画どおりに進めていきたいという考えは常に国、北海道のほうにはこちら側から訴えていくつもりです。状況によって、そのとおりにいかないということになれば、またその段階で新たに考えていかなければならないかというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 総合計画を担当しているほうとして若干補足説明させていただきます。社会資本整備総合交付金ということで旧来の補助金制度から

交付金制度に変わっているところでございます。それは議員御承知のとおりだと思うのですけれども、この交付金制度になったことによりまして、昔の補助制度ということになると5,000万円で2分の1の補助率だとしたら2,500万円必ずと。つかない年については完全事業をストップというような形になったところでございますけれども、交付金になったことで2分の1以内とかという、そういう補助率になってございます。5,000万円申請しても、結果1,000万円の補助金しかないということになります。原課というか、町としては計画どおりに進めたいということでございますし、総合計画のほうもそのように計画したいというふうに考えているところでございますけれども、如何せん財源の関係もでございます。補助金が減った分起債という事になるのですけれども、御存じのとおり起債も枠取りということもでございます。下水道事業につきましては、その2分の1を過疎債を活用することも可能ですし、その他は下水道債ということになってはいますが、その過疎債も枠で全くなく、交付税算入の低い下水道債を選択しなければいけないという状況が発生することもありますので、その辺を総合的に鑑みまして、場合によっては1年間の事業計画を2年で実施しなければいけないという状況に陥らざるを得ないということはあるかなと思っておりますけれども、その際にはそのような形で議会のほうにも御説明させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議員の派遣について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村議会議長会主催による議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第127条の規定によって議員を派遣することに決定しまし
た。

◎日程第6 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事
件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りした申出書のとおり、閉
会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しま
した。

◎閉会宣告

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和元年第2回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

(閉会 午後 1時59分)